

2021年（令和3年）2月4日

事業所・施設等 管理者 様

福山市 保健福祉局 長寿社会応援部  
介護保険課 事業者指定・指導担当課長

### 感染の懸念等を理由とした不当なサービス提供の拒否について（通知）

平素より、本市保健福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関わって、様々な御尽力をいただいていることに重ねて感謝申し上げます。

さて、市内医療機関より次のような情報提供がありました。

- ・感染者が発生した医療機関を受診していることのみを理由として、介護保険サービスの提供を拒否された方がいる
- ・家族が当該医療機関に勤務していることのみを理由として、介護保険サービスの提供を拒否された方がいる

介護保険指定事業所・施設等の皆様が利用者に提供するものは、その方が尊厳を持って生きていくために必須のサービスであり、社会を支える基盤のひとつです。

これらのみを理由として一方的にサービス提供を拒否することは不適切です。また、事業所・施設等において、これらのみを理由として一律に一定期間サービス提供をしない、利用自粛を強制するといった内部ルールを作り、一方的に利用者へ押し付けることも適当ではありません。

また、サービス提供に当たり、利用者等に検査結果の証明書の提示を求める等の取扱いについても、本市、広島県、国のいずれもそのような指示・通知はしておらず、不適当であると考えます。

なお、本市の基準条例では、介護保険指定事業所・施設は提供拒否の禁止だけでなく、サービス提供困難時に代替措置を講じなければならない旨が定められています。

重要なことは、「正確な情報の把握」と「正しい知識に基づく対応」です。噂や憶測に左右されることなく正確な情報を把握し、感染者や濃厚接触者等に対してはマニュアル等に基づき適切に対応するとともに、在宅で生活する高齢者の尊厳と生活の維持に支障が無いよう適切な御配慮をいただきますようお願いいたします。

#### 介護現場で働く職員のためのスキルアップ研修【実施中】

4つのテーマから 選択して受講！	▶ ◆再確認！感染症の理解と予防策 ◆認知症の人の意思決定支援	◆感染症対策に役立つ口腔ケア ◆不適切ケアに気付く力
申込み・お問合せ	▶ 一般社団法人介護福祉士と歩む会 福山事務所 電話084-983-1166 FAX 050-3606-2144	

<この通知の問合せ先>  
福山市 介護保険課  
事業者指導担当  
084-928-1232